

## 東京都環境審議会

### カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会（第8回） 速記録

（午後4時00分開会）

○福安政策調整担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第8回「カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会」を開会いたします。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。事務局を務めております、環境局総務部環境政策課政策調整担当の福安でございます。よろしくお願いいたします。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の検討会は、ウェブ会議で行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。発言者以外の委員の方は、会議中はビデオ及びマイクをオフにしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

資料につきましては、会議次第のとおりでございます。事前に委員の皆様にはデータ送付させていただいておりますけれども、説明に合わせて画面にも表示させていただきます。

本日、現時点ですけれども、12名の委員の皆様にご参加いただいていることを御報告させていただきます。本日ですけれども、東京都側の職員の御紹介につきましては割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、これからの議事につきまして、田辺座長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田辺座長 皆さん、大変暑い中参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

前回の検討会では、中間のまとめ案について御審議いただきまして、総会の御了承をいただいたところであります。

今回、初めに事務局から資料1の説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○福安政策調整担当課長 条例改正のあり方検討会第7回における主な御意見、資料1について御説明いたします。

太陽光発電設備の設置義務化につきましては、柔軟性措置があつて柔軟な対応ができるんだということが、今後発信していく上で明確に伝わっていくといいという御意見。

それから、パブリックコメントを6月に実施いたしましたけれども、いろいろな意見が出てくる。これをどうコミュニケーションしていくのが肝になる。どれだけ分かりやすく、いろ

いろな形で意義を伝えていけるかが重要になるといった御意見をいただいております。

御説明は以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた内容については、何かございましたら、これから事務局から資料の説明をいただこうと思っておりますので、今回の議題の発言と併せて御意見いただければと思っております。

それでは、本日、3つの議題がございます。

事務局から資料2から資料4について、まとめて説明をお願いできればと考えています。

それでは、事務局からよろしく願いいたします。

○福安政策調整担当課長 そうしましたら、資料の説明に入らせていただきます。

最初に、本日御説明する資料の内容についてでございます。

資料2-1から資料2-4、環境確保条例の改正について（中間のまとめ）に対する意見公募結果及び答申素案へ反映いただきたい主な事項についてでございます。

資料3-1は、答申素案について、中間のまとめからの変更箇所を見え消し版で作成しております。

また、資料4、東京都における条例制度改正の基本方針（案）ということで御報告させていただきます。本方針（案）につきましては、東京都としての基本方針（案）をお示しするものでございますけれども、本日、御意見、御質問などございましたら、この後の質疑応答の際に併せてお願いできればと思います。

資料2-1を御覧ください。

意見募集期間、募集方法は記載のとおりでございました。5月25日から6月24日まででございます。意見募集の結果、3,779通の御意見を頂戴いたしました。とりわけ新築建物に関する新制度について、多くの御意見が寄せられております。また、直接、制度対象となる事業者、団体の皆様からの御意見のほか、個人の方々からの御意見を多くいただいております。

2ページを御覧ください。

主な御意見の概要をまとめてございます。

最初に、新築住宅などへの太陽光義務化に関する御意見について、設置・維持管理・廃棄などに関する御意見、再生可能エネルギーを利用する意義、制度のあり方などについて意見が寄せられております。この後、順を追って御意見と都の考え方を御説明させていただきます。

3ページでございます。

このほかの制度に関する主な御意見の概要をお示ししております。各制度において、省エネとともに今後再エネの普及拡大、エネルギーマネジメントに向けた御意見などをいただいております。こちら後ほど御説明させていただきます。

4ページを御覧ください。

太陽光発電の設置義務化に関する意見の傾向の整理を行いました。

1、意見提出者の年齢層につきまして、幅広い年代から御意見をいただいております。いただいた御意見を事務局にて分類・集計した結果は以下のとおりでございます。

太陽光発電の義務化に関する制度の賛成と反対などの傾向を年代別と全体でお示ししております。御覧いただいたとおり、年代別に傾向の差が見てとれます。10代、20代の若い世代の方からも御意見を多くいただいております。

ここで、資料2-3にも掲載しておりますけれども、御意見の中から、気候変動の影響をより大きく受ける将来世代の声を1つ御紹介させていただきたいと考えております。読み上げさせていただきます。

――私は17歳です。地球温暖化のことを学ぶたびに、「こんなに深刻で、後始末が私たちの世代に丸投げにされているのに、なぜ世界中で対策がこんなに不十分なの？」と疑問でいっぱいでした。今もです。政治参加のできない私にはどうすることもできませんが、どうか本当によろしく願います。今の世代の一部の我慢や不満があるから太陽光パネルの設置を見送るといった、今しか見ていない判断ではなく、今後、数世紀以上にわたる地球環境が手遅れになった後の、後世が受けなければいけない被害を忘れないでください。――

こうした将来を担う若い方々からの切実な御意見を多くいただいておりますので、御紹介させていただきました。

続いて、資料2-2を御覧ください。

今回、約3,800通の意見が寄せられまして、その1通ごとに多くの内容の意見が含まれておりますので、カテゴリー別に分類して整理しています。

最初に、特に多くの意見が寄せられました、太陽光発電の設置義務化につきまして、以下9つの論点別に都の考え方を説明させていただきます。

2ページ、1、経済性につきまして、主な御意見、①化石燃料価格の上昇に伴い、電気料金が値上がりする中、自宅で発電するメリットが高まっているとの御意見につきまして、右側に都の考え方をお示ししてございます。

太陽光発電は、電気代の支払いを節約し、電気代の上昇から家計を守ります。また、下のほうに住宅の燃費と記載いたしましたけれども、断熱・省エネ化や太陽光発電により、エネルギー消費効率が上昇します。1キロワットの太陽光発電は、約18%の省エネ効果を発揮します。

②設置、維持管理、廃棄・リサイクルを含め、将来的な負担が分からないという御意見でございます。

都の考え方でございますが、設置時の初期費用だけではなく、維持管理や廃棄・リサイクルを含めても、費用の回収が可能です。例えば4キロワットの発電設備を設置した場合、初期費用を10年で回収可能です。また、30年間の収支を比較すると、経済的メリットが得られる計算となっています。同様に、20年間、25年間のスパンでもメリットが得られる点をお示ししてございます。

③住宅購入費用への上乗せとなり、負担が大きいとの御意見でございます。

都の考え方ですが、初期費用をゼロにできるサービスも利用可能です。住宅の建設費に影響を与えることなくパネルを設置できるサービスが多数提供されています。このほか必要な支援を丁寧に検討しながら、実効性ある施策の構築を進めてまいります。

また、下段になりますけれども、多くの規格住宅を供給するハウスメーカーの皆様には、脱炭素社会にふさわしい住宅の供給を期待いたします。事業者の創意工夫により、太陽光発電の設置を標準化した魅力ある商品ラインナップの拡充を促進することで、脱炭素社会に貢献するほか、都民の皆様がより災害に強く、健康で快適な住環境を享受できる仕組みを目指すものでございます。都は、必要な支援を丁寧に検討しながら、実効性ある施策の構築を進めてまいります。

次に、2、停電・災害への備えということで整理いたしました。

主な御意見、①東京の住宅を災害に強いものにするためにも、太陽光発電を増やすことが大切。

都の考え方でございますが、太陽光発電の設置は、停電時にも電気が使え、災害時の暮らしを守ります。

②火災が生じた際に消火できるかという御意見につきまして。

東京消防庁に確認いたしまして、消防隊員の安全確保策を講じた上で、放水による消火活動が行われています。また、鎮火した後も遮光シートで覆うなどして、再出火の防止が図られています。

③台風等の際には耐えられるかという御意見も多くいただいております。

新築住宅へのパネル設置につきましては、建築基準法令に基づきまして安全性が確保されております。JIS規格では、風速62メートルに耐え得る設計、取り付け強度もJIS規格により設計されており、適切な施工、定期点検によりまして、大きな被害は発生しないと考えられます。

④雹（ひょう）の被害、この春から夏にかけてもございましたけれども、その場合に太陽光パネルが耐えられるかという御意見でございます。

太陽光パネルのガラス面につきましては、JIS規格、具体的には最小値25ミリの氷の球を時速83キロ程度の速度で当てて、これに耐え得る条件に適合した強化ガラスを使用しており、強度が保証されております。

⑤水没・浸水した際の対応につきまして。

太陽光発電協会によりますと、大雨などの大規模災害により設備が水没した場合には、電気設備に十分な知見を持つ専門業者に対応の依頼が必要でございます。なお、同協会からは、これまで太陽光発電設備が浸水した場合の感電による事故等事例はないとされております。

⑥落雷について。

他の屋外設置物と比べて落雷を受けやすいということはありません。

下段には、メーカー保証、火災保険による補償内容につきまして記載しております。一般的に、建物の火災保険の補償対象として含まれております。

続きまして、3、設置・維持管理に関する御意見をまとめております。

主な御意見、①個人ではなく事業者への義務化であり、導入しやすい仕組みが考えられている、②義務対象事業者、ハウスメーカーなどでございますけれども、日当たりの悪い住宅や狭小な住宅などにも必ずパネルの設置が必要かという御意見をいただいております。

都の考え方でございますが、本制度では、日照などの立地条件や住宅屋根の大きさなど個々の住宅の形状などを考慮しながら、供給する建物全体で設置基準を達成するよう求める仕組みとなっております。なお、太陽光発電の設置が物理的に困難と考えられるような場合、具体的には屋根の面積が一定規模未満の住宅などにつきましては、設定基準算定の棟数から除外するという検討をまいりたいと考えてございます。

義務履行のイメージをおつけしておりますけれども、設置に適さない住宅を考慮することができるといふ仕組みとなっております。

3、事業者への設置義務化によりまして、住宅取得者、具体的には注文住宅の施主、もしくは建売分譲住宅の購入者などに求められる対応はどういったものかという御意見をいただいております。

下段の表にイメージをおつけしておりますので、併せて御覧ください。

都の考え方でございます。まず、注文住宅の施主の方でございますけれども、こちらは建築主になるわけですが、現行の環境確保条例におきましても、環境配慮の措置を講じる責務が規定されております。今後、供給事業者からの環境性能に関する説明を受けまして、環境負荷低減に努めるという立場を踏まえ、住宅の注文などを判断する仕組みとなつてございます。

また、建売の分譲住宅を購入される方につきましても、供給事業者からの説明を聞きまして、建物の環境性能についての理解を深め、環境負荷低減に努めるという観点から検討していただき、購入などについて判断する仕組みとなつてございます。

④太陽光発電の設置につきまして、自然を破壊するのではとの御意見をいただいております。

都の考え方ですが、太陽光発電の拡大には、屋根置きのパテンシャルを最大限生かすことが不可欠と考えてございます。これまでは太陽光の導入量の多くがメガソーラーでございまして、一部には自然破壊が問題になるケースも残念ながらございます。今後は、自然地を損なうことなく設置できる、屋根への設置が重要でございまして、建物の多い東京には大きな可能性が開かれていると考えております。

⑤空き家となった際の維持管理、事故発生時の対応はとの御意見でございます。

適切な維持管理は、設備所有者に責任を持って取り組んでいただくことが重要でございます。都は、今後、関係団体と連携して、導入、メンテナンス、リサイクル等に関する相談・サポート体制につきましても検討を進めまして、分かりやすく情報発信してまいります。

次に、4、廃棄・リサイクル、環境負荷に関する御意見についてでございます。

①太陽光パネルはリサイクルできるかという御意見、②リユース、リサイクルの仕組みづくりによる経済活性化に関する御意見をいただいております。

都の考え方ですが、太陽光発電パネルのリサイクルは可能でございます。首都圏には、事業用パネルを中心に、複数のリサイクル施設が既に稼働しており、貴重な金属資源などの回収が行われております。都は、解体業者、収集運搬業者、リサイクル業者、メーカーなどで構成する協議会を本年度立ち上げまして、住宅用のパネルのリサイクルルート確立に取り組

んでまいります。

③廃棄の際に有害物質の漏出はどうかという御意見をいただいております。

太陽光パネルの廃棄に当たりましては、専門業者を通じて適正に処理されております。設備によっては、鉛などの有害物質が使用されているものがあります。廃棄に当たりましては、漏出などが無いよう適切に処理が行われます。

④製造から廃棄までのライフサイクルで見ると、CO2は削減されるかという御意見をいただいております。

発電開始から1～3年でライフサイクルで消費するエネルギーを回収し、その後も自然のエネルギーで電力を生み出し続けることができます。産業技術総合研究所のエネルギーペイバックタイムの研究結果をお示ししております。

⑤反射光、騒音が近隣からの苦情の原因にならないかとの御意見をいただいております。

近隣に与える環境影響等への配慮が必要でございます。都は、関係団体と連携しながら、適切な設計・施工、安全・安心に関する分かりやすい普及啓発などを検討してまいります。

次に、5、エネルギー安全保障・供給安定性につきまして御意見をいただいております。

①太陽光発電は、電源の多角化につながり、エネルギー安全保障に貢献、②電力の大消費地として、地産地消は重要との御意見をいただいております。

都の考え方でございますが、再エネの基幹エネルギー化により、CO2削減とエネルギー安全保障を一体的に実現してまいります。中間まとめ、また今回の答申素案での記載内容及び下段のほうでは国のエネルギー基本計画におけます再生可能エネルギー主力電源化を徹底する方針につきましてお示ししております。

③夜間・悪天候時は発電できないが、具体的にどの程度発電できるかといった御意見がございました。

都の考え方ですけれども、住宅の屋根に4キロワットのパネルを設置した場合、一般家庭の平均年間電力消費量の約8割程度の発電量に相当いたします。

④再エネは不安定で、バックアップ電源が必要ではという御意見をいただいております。

再エネ大量導入時代に向けましては、需要側でも電力需給の調整に貢献することが一層重要となっております。将来的な再エネ大量導入時代に向けましては、電力の供給側が電力

系統全体で電力需給の調整を行うだけでなく、電力の大消費地である東京としてできること、具体的には地域の再エネ電力を融通することや、電力を蓄電池などに蓄めて使う取組などを強化いたしまして、電力需給の調整に貢献することが重要でございます。このため、都は、電力系統への負荷軽減、防災にも資する自家消費型の太陽光や蓄電池の設置を推進してまいります。

⑤出力抑制についての御意見をいただいております。

東電管内では、10キロワット未満のFIT電源については対象外とされております。

⑥再エネ賦課金の負担が増加するとの御意見をいただいております。

設置コストの低減や地産地消の促進など、負担抑制の取組が進められております。太陽光発電の価格は、この10年で約4割低下しております。また、都としては、自家消費型再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入促進など、再エネの地産地消を進めてまいります。なお、再エネの利用拡大により、海外から調達する化石燃料、コスト、国民負担を削減できるという点も併せて考えていく必要があるという点を記載しております。

14ページ、6、国内産業の活性化・海外製品の利用に関する御意見でございます。

①国内の新産業・新技術の創出による経済活性化に期待するとの意見につきまして。

都の考え方ですが、住宅用太陽光発電設備の国内市場では、日本企業が約7割のシェアを占めております。アフターサービスなどの点でハウスメーカーに選ばれてきており、都は、今後、パネルの維持管理などに関する相談・サポート体制について検討を進めてまいります。

②海外製品に対する信頼性の確保が必要という御意見をいただいております。

太陽光発電設備の第三者認証制度により、性能保証の体制などが確保されております。10キロワット未満でFIT対象となるには、モジュール認証の取得が必要でございます。

③海外製品の利用により国富が流出するといった御意見をいただいております。

太陽光発電の製品や部材は、海外からの輸入に頼る部分がありますが、発電時には国産の自然エネルギーを利用し、化石燃料の輸入を減らすことができます。参考として、化石燃料の輸入額、昨年は約17兆円、輸入総額の約2割を占めていることをお示ししております。

④化石燃料の採掘などによる人権侵害や環境破壊の問題も大きい、⑤新疆ウイグル自治区における人権問題につきまして。

これらへの都の考え方でございますけれども、サプライチェーンにおける人権尊重への取



組を推進してまいります。国や業界団体の取組についても併せてお示ししてまいります。

16ページ、7、都民・事業者の安全・安心への支援・サポートについての御意見でございます。

①規制よりも、助成金などの支援策を優先すべきではないかという御意見をいただいております。

多くの住宅で太陽光発電のメリットを得られる市場形成を促進し、普及拡大を目指してまいります。都は、これまで各種助成事業に積極的に取り組んでまいりましたが、太陽光発電の普及は十分に進んできていませんでした。今後は支援策の延長で考えるのではなく、実効性ある施策の構築を進めてまいります。

②消費者が理解と納得の上で、安心して導入できる環境の整備が必要との御意見につきまして。

設備所有者に対する相談・サポート体制の検討、分かりやすい情報発信に取り組んでまいります。

続きまして、8、全国、世界レベルでの気候変動対策との関係につきまして。

①欧米の動きを見ても、太陽光発電の義務化の動きは世界の潮流となっているという御意見をいただいております。

ニューヨーク市、カリフォルニア州、ドイツの州政府、ベルリン市におきましても、太陽光の義務化が開始される予定でございます。また、本年5月には、EU委員会におきましても義務化の法制化が計画されているところでございます。

②東京都が条例化を行った場合、全国への波及を②期待する、③懸念するといった御意見をそれぞれいただいております。

東京都の考え方ですが、東京を出発点に、日本全国での取組の加速を期待しております。今年に入りましては、川崎市におきましても、東京都と同様の方式で太陽光義務化の検討が開始されております。東京都は、2030年、新築住宅の約6割に太陽光発電を導入するという国が示すロードマップの実現にも貢献してまいります。

18ページ、9、情報発信・理解の促進についてでございます。

パブリックコメントにおきまして、都民・事業者の皆様から様々な御意見を頂戴いたしました。都は、今後とも正確な情報や利点などの発信、コミュニケーションの充実につきまして、現在の取組を表にまとめさせていただいておりますけれども、さらなる取組の強化を推進してまいります。

19ページ以降は、太陽光義務化以外の制度に関する主な意見と都の考え方をお示ししております。

20ページ、1、建築物環境計画書制度（新築・大規模建物）でございます。

①再エネ設備のオンサイト設置に対する代替措置（オフサイト設置や電力購入など柔軟な評価体制）について、②国の建築物省エネ法が可決、成立されておりますけれども、国のロードマップとの関係性、③今後のZEV普及の状況を見据えた、合理性のある基準の設定、④低炭素資材の積極的な活用。

これらの御意見につきましても、いずれも中間のまとめにおきましてお示した考え方に基づき検討を進めてまいります。

次に、2、キャップ&トレード制度（既存・大規模事業所）でございます。

①オフサイトの再エネ設備の整備、証書などによる義務履行など、再エネの評価方法について、②再エネ利用の目標設定・公表を新たに開始するが、省エネ対策への考慮も必要、③トップレベル事業所などへのインセンティブ策についての御意見をいただいております。

これらに関する都の考え方につきましても、中間のまとめにおいてお示した考え方に基づき検討を進めてまいります。

次に、3、地球温暖化対策報告書制度に関する主な御意見でございます。

①大胆な設備投資の必要性、後押しが必要との御意見をいただいております。

報告書制度の強化と併せまして、設備投資への支援策の在り方についても検討を進めてまいります。

4、地域エネルギー有効利用計画制度につきまして。

①ゼロエミ地区形成を実現するためのDX等を活用したエネルギーマネジメントを推進するための技術導入の支援、②コージェネレーションの活用に関する評価方法についての御意見を頂戴しております。

いずれも、中間のまとめにおいてお示した考え方に基づき検討を進めてまいります。

5、エネルギー環境計画書制度でございます。

①電気供給事業者に対して、2030年再エネ50%を最低レベルとして、年度ごとの再エネ電力割合の目標を設定し、報告・公表する制度とすべきという御意見、②電力供給事業者を対象とした2030年目標設定の在り方につきまして、国の動向を踏まえる必要との御意見を頂戴しております。

こちらにつきましても、中間のまとめにおいてお示した考え方に基づき検討を進めてま

います。

資料2-2の説明は以上でございます。

また、これらの御意見に対する都の考え方、詳細につきましては、資料2-3でまとめてお示ししております。

続きまして、資料2-4を御説明させていただきます。

この後、答申素案への反映、修正点について御説明を差し上げますけれども、答申素案への反映を検討いただきたい主な事項をお示ししてございます。

住宅等の一定の中小新築建物への新制度（太陽光義務化等）に関する御意見を多く頂戴しておりまして、その反映、4点でございます。

①正確な情報などの情報発信、都民・事業者とのコミュニケーションの充実、②再エネ設備の設置基準の算定などにおきまして、屋根面積が狭い住宅などは除外できる仕組みの検討、③丁寧かつ幅広い支援の検討、④住まい手などに求める規定の整備、また知事に求める規定の整備といった答申への反映を検討いただきたく存じます。

詳細は次の資料で説明いたします。

なお、中間まとめでお示しいたしました制度強化の骨格につきましては、基本的に大枠の変更はないものと考えておりますけれども、引き続き、資料3-1、答申素案の見え消し版を作成しておりますので、御確認いただきたいと存じます。

答申素案、中間のまとめからの点を見え消しで作成しておりますので、御説明させていただきます。

まず、2ページ、答申を出すに当たりまして、中間まとめからの文言整理をしております。今後策定される環境基本計画に係る答申も踏まえまして検討が必要であるとしております。

次に、3ページ、レジリエンスの用語につきまして、全体を通じまして補記しております。また、27行目、東京都のHTT、電力を減らす・創る・蓄めるのキャンペーン展開について、4月以降実施しておりますけれども、その内容を追記させていただいております。

次に、5ページ、先般、2020年の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の速報値を公表しておりますので、その反映を行いました。エネルギー消費量、CO2排出量につきまして、減少傾向ではあるんですけれども、追記している部分につきまして、エネルギー消費量を見ますと、家庭部門では2000年度比で9.9%増加と、唯一増えた部門となっております。また2020年度実績で見ますと、在宅時間の増加などによりまして、前年度比で7.7%の大幅増

加となっております。家庭部門の取組の重要性が増しております。

6ページから10ページにつきまして、データの時点更新を行っております。

続いて、修正点でございますけれども、18ページ、見え消しのところですが、国の改正建築物省エネ法が公布されたという情報を追記してございます。

続いて、19ページ、大規模新築建物に関する建築物環境計画書制度の実績データを更新しております。非住宅、住宅ともに、太陽光発電の設置状況につきまして、棟数ベースで3割程度の設置にとどまっている傾向であり、この傾向について変わりはありません。

また、15行目、電気自動車などのEVの2030年普及見通しにつきまして、中間まとめでは民間シンクタンクの情報を入れておりましたが、IEAのGlobal EV Outlookの引用に差し替えさせていただきます。

それから、27ページ、建築物環境計画書制度の公表方法の充実化につきまして、建物の環境性能の表示や説明内容を強化拡充する必要がある旨を追記いたしました。

28ページ以降が一定の新築住宅等への新制度に関する変更点でございます。

まず、26行目、東京ゼロエミ住宅の実績を時点更新してございます。傾向は前年度と変わっておりません。

続いて、30ページ、8行目、太陽光発電に関する正確な情報や設置するメリット等を分かりやすく伝えることは重要であり、都民や事業者等とのコミュニケーションの充実について、取組の強化を図るべきである。あわせて、太陽光発電設備の所有者等へのきめ細かな支援など、都民や事業者等が感じる不安をできる限り払しょくするための方策についても、多面的に検討していくべきであると追記してございます。

次に、31ページの10行目、災害時に使用できる家電機器の例示につきまして更新してございます。

また、経済性の向上に関する情報につきまして、32ページ、維持管理、廃棄なども含めた計算を行っております。こちらも、先ほどの資料2-2の中で説明した内容を更新しているところでございます。

33ページ、住宅供給事業者を制度対象者とする理由に関する説明の記述を加えております。11行目、また、個々の住宅単位よりも、事業者単位で総量として設置義務を課すことで、設置を標準化した魅力ある商品ラインナップの拡充が期待されるとともに、日照などの立地条件や住宅の形状等を考慮しながら、実効性を確保することができると記載しております。また、15行目、制度対象の供給事業者に対しまして、建物の環境配慮に関する措置を講

ずる責務を規定することが妥当である旨を追記しております。これまでも環境確保条例では、建築主に対しまして環境配慮の措置に関する責務を設けておりましたけれども、注文住宅の請負事業者も含めまして、一定の住宅供給事業者の方への設置基準の達成基準を設けていくべきと考えております。

次に、35ページ、(ウ)標準化を目指す性能について(義務基準の設定)としております。こちらは中小規模の制度ですが、大規模建物については、建物1棟ごとに最低基準の達成を求めていくものですが、こちらの制度につきましては、国の住宅トップランナー制度なども踏まえ、事業者単位での義務の達成を求めていく仕組みでございまして、最低基準と表記いたしますと、1棟ごとに適合を求められるイメージで受け止められる、もしくは最低限これだけやればよいという印象で受け止められるということも考えられることから、表記を見直しております。

①断熱・省エネ性能につきましては、技術検討会においても検討を進めていただいておりますけれども、国基準以上として設定し、今後、住宅トップランナー基準を参考に、合理的な制度運用を検討してまいりたいと考えてございます。

17行目から、②再エネ設備の設置に関する基準につきまして、これまで「設置可能率」としていた表現ですが、「算定基準率」と名称を変更しております。また、制度の特徴を分かりやすく伝えるため、一定量の再エネ設備の設置について、個々の住宅の立地条件や地域性等を考慮しながら、事業者単位で設置基準の達成を求めるよう制度上の工夫を図るべきであるということで、追記させていただきました。

36ページ、8行目から、都内一律の算定基準率のほか、区域ごとに応じた率を乗じて適用することや、屋根面積等が狭い住宅等については、対象事業者からの申し出により、設置基準算定の棟数から除外することを検討する必要がある。また、島しょ部は、制度の対象外とすることも検討が必要と追記してございます。

37ページ、16行目から、ZEV充電設備の設置に関する整備基準といたしまして、24行目から、「配線」というところを「配管等」にさせていただきました。これを駐車場に整備することを求めていくということで、文言を修正しております。屋外コンセントなどの配管を用意していただいて、配線の敷設に備えることができるように求めてまいりたいと考えてございます。

38ページ、建物性能の説明制度につきまして、住宅を取得する住まい手等というところでは、注文住宅の施主の方、建売分譲住宅の購入者、賃貸住宅の借入人、それぞれござい

す。それぞれの立場を踏まえた責務につきまして追記しております。また、25行目、東京都は、こうした施主等や購入者等の判断を支援するため、これまでの施主等向けの配慮指針に加えまして、購入者等向けに必要な情報提供を行うべきであるという趣旨でございます。

32行目以降は、制度対象者からの取組状況の報告について、内容は変わりませんが、趣旨を簡潔に伝えるため、文言の整理を行っております。

39ページの5行目の図表の赤囲みの部分でございます。省エネ性能の報告値につきましては、平均BEI値での報告とするため、修正をしております。

10行目、履行を確実にするための方策等につきまして、誘導基準へ適合する事業者等を表彰するなどのインセンティブの方策を具体的に追記しております。

16行目、他の制度等の整合を図りまして、指導、助言、勧告、事業者名公表の流れで修正させていただきます。

また、40ページ、太陽光パネルのリユース・リサイクルについても御意見をいただいているところでございます。先ほど御説明いたしましたけれども、住宅用パネルのリサイクルルート構築に向けた東京都の協議会を今年度設置する動きについて追記させていただきました。

また、41ページ、今後、協議会等におきまして、関連団体等とも連携し、都民・事業者が安全・安心に太陽光発電設備を導入、維持管理等ができるよう、導入時、メンテナンス、リサイクル等に関する相談・サポート体制について検討を進めていくとともに、こうした情報について分かりやすく情報発信していくべきであると追記しております。

42ページ以降でございますけれども、既存建物に関する制度強化でございますが、カーボンハーフビルを（仮称）として注記を加えてございます。

そのほか修正点でございますが、59ページ、地域エネルギー有効利用計画制度の説明におきまして、太陽光発電の導入計画に関する考察をしていた部分ですけれども、様々な理由、要因があるものと考えられますので、修正させていただきます。

答申につきましては、最後の76ページ、都民意見の概要について、資料2-2でお示した内容ですけれども、記載しております。

以上が答申素案の変更点でございます。

説明が大変長くなって恐縮ですけれども、最後に資料4、基本方針（案）ということで資料を作成しております。

2ページを御覧ください。

冒頭でも御説明いたしましたけれども、本資料の位置づけについてでございます。

東京都は、昨年10月、環境審議会に条例改正に関する諮問を行いまして、本年5月には中間まとめ案を公表し、その後、都議会での議論、パブコメを踏まえまして、都として取り組むべき対策を検討してまいりました。これから御説明する方針（案）でございますけれども、これまでの検討を踏まえた条例改正に関する今後の都の基本的な方針のたたき台となるものでございます。本日の検討会委員の皆様からも御助言をいただきたく、御説明させていただくものでございます。また、今後、本検討会も含めまして、専門家、関係団体などの皆様との議論をさらに深め、9月上旬を目途に基本方針を作成してまいります。

3ページ以降、中間まとめなどにも記載している内容、背景などを記載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、10ページを御覧ください。

制度強化・拡充の方向性につきましては、中間のまとめから大きな変更はないものと認識しております。オレンジ色の部分で、太陽光発電を義務化する制度につきまして、制度名を建築物環境報告書制度（仮称）ということで置かせていただいております。

11ページ、方針1といたしまして、新築・中小規模の新制度について、主なポイントを整理してございます。先ほどの審議会の答申の素案、また別途検討を開始しております技術検討会での検討内容を反映させております。答申をいただいた後に具体的に検討を進めていくポイントに絞って御説明をさせていただきます。

まず、断熱・省エネ性能基準については、国基準以上で設定、国の住宅トップランナー制度などを基に設定するよう検討してまいりたいと考えております。

また、再エネ設備基準について、①設置可能棟数、義務量算定の対象とする建物の数などについてでございますが、太陽光発電設備の設置が物理的に困難と考えられる場合、具体的には屋根面積が20平米未満などの場合については、設置基準算定から除外を検討していく。次に、②設置基準率につきましては、区域ごとに3段階、具体的には地域性に応じて85%、70%、30%の算定基準率を設定。このほか、設置手法としては、原則敷地内設置としますが、敷地内設置が困難な場合の代替措置を検討してまいります。

次に、ZEV充電設備につきましては、答申素案のとおりでございます。駐車区画が10台以上のマンションなどでは普通充電設備の整備を義務とするよう検討してまいりたいと考えてございます。

12ページ以降、大規模な新築建物に関する建築物環境計画書制度の強化について、こちら

も技術検討会での議論を行っていくものでございますけれども、再エネ設備基準について、建築面積に対して設置基準率5%を乗じて算出すること、基準量には下限及び上限値を設定し、建築主の間の負担のバランスなどに考慮することなどを検討してまいります。そのほかの制度につきましては、基本的に答申素案で検討いただいた内容を反映させていただいております。

16ページを御覧ください。

今後、新制度の実効性を高めるための取組の方向性についてお示ししてまいりたいと考えております。各種制度の実効性を高めるため、ハード・ソフト両面からの取組を検討。特に、新築の中小建物への新制度の導入に向けましては、都民・事業者の取組が進むよう、丁寧かつ幅広い支援を検討。取組の方向性につきましては、イニシャルコストの軽減、狭小な住宅にも設置を促進するための方策、事業者の創意工夫を促す仕組みの検討のほか、維持管理や廃棄などへの対応、相談窓口の設定、ライフサイクルに応じたアフターフォローの検討、効果的な広報、発信などについてさらに検討を深めてまいりたいと考えております。

17ページを御覧ください。

今後のスケジュールでございますが、本方針（案）を基に、さらに議論を深めまして、基本方針といたしまして9月上旬を目途に策定し、条例改正案を都議会にて御審議いただいた後、一定程度の周知期間を設け、施行予定としてまいりたいと考えております。

以降のページにつきましては、各種制度の具体的な基準の新設の内容などにつきまして記載しております。技術検討会にて、別途検討を開始しておりますけれども、今後さらにブラッシュアップさせていく内容となっております。

25ページ、中小規模の新築建物の新制度に関する制度の対象者についての考え方を記載しております。丸の4つ目で、義務対象となる特定供給事業者、今回ですと総供給延床面積が2万平米以上、建物の環境性能の向上に大きく寄与することが期待できることから、新制度では、建物の環境配慮に関する措置を講ずる責務を規定してまいりたいと考えております。あわせて、制度対象者への義務の内容をお示ししております。

27ページでは、断熱・省エネ性能の基準の新設について、国の住宅トップランナー制度を基に、都としての基準を設定してまいりたい、また誘導基準は、国が示している2030年までに到達すべき水準を基に設定してまいりたいと考えております。

29ページ、設置基準算定の棟数から除外する場合について例示してございます。東京の地域特性も踏まえまして、屋根面積20平米未満の場合などをお示ししてございますけれども、



地域の建築制限なども踏まえて引き続き検討してまいります。

30ページ、算定基準率の設定について、区域ごとに日照条件や日影規制などの影響を考慮して、算定基準率を表に示すように、85%、70%、30%として引き続き検討してまいります。

34ページ、再エネ設備の設置場所などについて、原則敷地内での設置とすること、初期費用ゼロの手法も利用可能とすること、また敷地内での設置が困難な場合について、具体的な代替措置の手法などについても引き続き検討してまいります。

35ページ、ZEV充電設備の整備基準の新設について、集合住宅の場合も記載してまいります。駐車区画の20%以上に配管などの整備を求めていくことなどについて引き続き検討してまいります。

36ページ、環境性能の説明制度につきまして、説明義務を負う対象者と主な説明の相手方を表で整理しております。

37ページ、条例などにおいて規定していく各主体の責務と関係性について整理しております。注文住宅の施主と建売分譲住宅、分譲マンションの購入者などが、供給事業者からの説明を受けて、それぞれの立場から建物に関わる環境負荷低減に努めていただく仕組みを構築していくということを図で示しております。

39ページ、海外諸都市の太陽光義務化の傾向などをお示ししてございます。

40ページ以降、新築・大規模の建築物環境計画書制度の強化の概要、そのほかキャップ&トレード制度などの既存制度の強化についても記載しておりますけれども、本日、説明を割愛させていただきますが、答申素案の内容を反映させたものでございます。

また、巻末に東京都の率先行動などについても取りまとめてまいりたいと考えております。併せて御覧いただければと存じます。

このほか、資料4-1の別添といたしまして、Q&A集などを作成しているところでございます。本日、説明を割愛させていただきますけれども、パブリックコメントなどにおきまして多くの御質問をいただいているものをQ&Aの形でまとめております。こうした資料をはじめといたしまして、分かりやすいパンフレット類など、工夫も凝らしながら、都民の皆様、事業者の皆様とのコミュニケーションを深めて、さらなる理解がいただけるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

説明が大変長くなり、また駆け足になりまして大変申し訳ありません。資料の説明は以上でございます。

答申素案の修文などに関する御意見、またただいま説明した基本方針（案）に関する御助言など、資料が多くて大変恐縮でございますけれども、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田辺座長 御説明ありがとうございました。

それでは、これまでの御説明について議論に移らせていただきたいと思います。

御発言御希望の方は、挙手機能もしくはチャット機能によりお知らせいただければと思います。

そこで、今、福安課長からお話がありましたように、今後の制度検討に当たって留意すべき事項であるか、あるいは答申素案の具体的な修文に関する意見であるか、可能であれば御発言の前にお伝えいただけるとありがたいです。

また、答申素案にはページ番号と行番号が、方針（案）のほうにはページが付されておりますので、併せて具体的に指示をいただけると助かります。円滑な質疑につながるよう協力をお願いできればと思います。

ぜひ積極的にお手を挙げて御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、鈴木委員からお手が挙がっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○鈴木委員 鈴木でございます。

とにかく修文のことについてはほぼ完璧だと私は思っています。

今日たまたま、大きい画面で資料を予習していたんですけども、隣に小学校4年生の孫が座って一緒に見ていたんですね。そうしたら、いろいろな質問を受けまして、1つ目は、太陽光についての説明をちゃんとすれば、普通の人は分かって自主的にやるのに、何で条例を決めて強制しなきゃいけないのかということと、それから2つ目は、家を建てるときに、同じお金で太陽光を設置する場合と、太陽光を設置しないで大きい家にするのと、どちらが得か、分かるような説明が欲しいということと、それから3つ目は、それができてからしばらくして壊れたりとかいろいろなこともあったり、あと環境にいいとか悪いとか、そういうメリットとデメリットが分かりやすく説明されるほうがいいということと、それから4番目が、反対する人がいるのになぜ条例をやるのか、反対する人がいなくなるまで待ったほうがいいんじゃないかという、そういう質問を受けて、30分ぐらい冷や汗をかきながら議論をしていたんですけど。

最後は、年齢別の賛成と反対のグラフを見せて、若い人が賛成するほうが多い傾向があつて。これは、孫が30年後のことを考えているんだよと、そのときのために今やらないと間に

合わないから、いいと思ったことを今やらないともう間に合わなくなるよという話をしたらかなり納得していましたがけれども。驚いたのは、孫自慢じゃないですけども、小学校4年生ぐらいでも、初めて見る資料で結構理解しちゃうんですね。後で振り返ってみたら、パブリックコメントで出ているような意見に4つとも入っていたのでびっくりしたんですけども。

あと、今日のそれを受けた説明も、ほぼ完璧に答えられているなと私は思いましたね。必ずどこかに書いてある。それで、駄目押しではないですけども、それこそ小学校4年生ぐらいでも分かるような大きい説明というか、目的はこうで、こういうことでこれを目指してこういうことをやるんだということが、あまりバックデータとかはそんなに示さなくていいと思うんですけども、概念を大づくりにまず説明するようなものがあると、小学校じゃなくても、非常に素朴にSNSでいろいろなデマが流れていることについて反対しているような人の疑問がふぁっと消えるという期待があるんですけども。これだけの詳細なものを全部読む人はなかなかいないと思うので。概要版というよりも、哲学というか、将来を目指してこういうことをやっているという、自信を込めてそれを発信したらいいかなと思いました。

以上です。

○田辺座長 鈴木委員、ありがとうございます。大変貴重な御意見、ありがとうございます。

小和田委員、お願いいたします。

○小和田委員 私からは、今後進めていく上で考慮していただきたい点、1点でございます。

資料2-2で紹介されていますが、今回パブリックコメントの中で改めてコストのことについて意見が寄せられています。特に、太陽光発電設備の設置義務化につきましては、経済性と供給安定性に対して不安の声が寄せられたと受け止めています。

その点、今、鈴木委員からも話がございましたけれども、再エネ導入拡大に伴う追加的なコストの全体像であるとか経済性について、改めて都民あるいは関係事業者の方々の理解、協力をしっかり得られるような丁寧なコミュニケーションにぜひ努めていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

有村委員、お願いいたします。

○有村委員 ありがとうございます。

大変丁寧に、都民からのいろいろな質問に対して東京都のほうで答えいただきまして、いろいろな点、不安とかがクリアになったんじゃないのかなと全般的に思いました。

それで、先ほど鈴木委員からもありましたけれども、特に若い世代は気候変動の問題を自分たちのことだと考えて、それに対していろいろな施策をやってほしいということが顕著に出ているというのが非常に印象的で、そういった意味ではきちりと東京都が日本のリーダーシップを取って温暖化施策をやっていく、気候変動をやっていくということは重要なんだろうと改めて感じました。

まず、資料4-1のところで、11ページ、義務化をしていく中で、敷地内設置が困難な場合は代替措置も可というあたりが書かれておりましたので、そういった代替措置なんかも、東京都の場合はいろいろなところに建物が建っているの、田辺先生の御専門ですけれども、柔軟性を持たせるということがとても大事だろうと思っています。例えば、私はカーボンクレジットとかカーボンプライシングの研究をしているので、そういったことができない事業者の方の場合は、それと同じような、排出削減に貢献するようなカーボンクレジットを買うとか、そういったことでも対応できるような制度を検討してみるということも必要ではないのかなと思いました。

それから、35ページ、これはもしかしたら小和田委員がおっしゃられたことと関係するかもしれないんですけども、ZEVの充電設備の整備基準ということで、戸建住宅それから集合住宅、それぞれに関して整備基準を設けるといったところがあって、これが実際、事業者の方からするとどのくらいのハードルになるのかなと。今後、電気自動車、EVを増やしていくというところというと、充電設備の充実はとても必要だと思うので、方向性としてはいい方向だとは思いますが、現実には事業者の人から今回何か具体的に意見やコメントなんかがあったらどんなことがあったのかというのを知りたいと思いました。

この点に関して、私も、電気自動車の充電機器というのは各地でどんなふうに整備されているのかというのを研究で見て回っているんですけども、例えば震災直後に補助金で導入された充電設備なんかだと、全然活用されていないケースなんかもあると。新しい充電設備で都心と商業地区に置いてあるような充電設備は非常によく活用されていて、有効活用されているんですけども、全然有効活用されないうちに設備の寿命が来て、そろそろ更新だというケースも散見されたりするようですので、有効活用してほしいなということを思っておりますので。そういったことも含めて、どんな反応があったのかなというあたりがもしあれ

ば教えていただきたいなと思います。

○田辺座長 有村委員、ありがとうございました。

それでは、一旦ここで東京都のほうから回答とかコメントをお願いできればと思います。

○福安政策調整担当課長 御質問ありがとうございます。

今回、パブリックコメントで3,800通弱の非常に多くの御意見をいただきまして、様々な御意見がございました。御紹介したとおりでございますし、あと資料2-3で全ての意見を公表し、都の考え方を一つ一つ丁寧に御回答するようにしております。

正確な情報に基づく御意見、もしくは誤解されているようなところから生じている意見、様々ございました。こういった点も、先ほど鈴木先生、小和田先生もおっしゃられていましたけれども、クリアに、また分かりやすく都民・事業者の皆様にお伝えしていくことについて、本日説明した資料にもちろんとどまらず、工夫をしまいに考えてございます。

また、コスト、経済性の観点につきまして、小和田先生から御意見いただいてございます。ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。個人、事業者の皆様の負担というところもしっかりと御意見を伺いながら、今後の制度設計、施策の構築を進めていく必要があると考えてございます。また一方で、化石燃料の調達コストが日本全体で非常に上昇してきている、国民負担が大きくなってきているという観点もございます。また、各家庭におきましては、電気代の負担、エネルギー料金の負担が大きくなってきているという観点を踏まえまして、太陽光発電のメリットも高まっているという観点も同時に出てきているのかなと思いますので、それぞれ両方の観点からしっかりと新しい施策を展開してまいりたいと考えてございます。御意見ありがとうございます。

有村先生から御質問を2ついただいてございましたので、続いて事務局から回答させていただきます。

○寺田制度調整担当課長 制度調整担当、寺田でございます。

有村先生からの御質問、2点、代替措置とZEV充電設備についてお答えさせていただきます。

まず、代替措置についてでございます。

太陽光発電の設備の設置場所については、レジリエンスの向上が目的の一つでございますので、まずは原則敷地内を考えてございます。ただ、当然、都内の既存住宅への設置ですとかそういったところ、代替措置等も具体的なところを今後、技術検討会において引き続き検

討してまいりたいと考えてございます。

また続いて、ZEV充電設備の件でございます。

まず、事業者の意見としてどういったところがあるかというところでございまして、一部の事業者においては、積極的にコンセントですとかそういったところを設置しているという事業者さんが一定数見受けられたかなと、御意見をお聞きしているところでございます。

将来的にZEVが普及していこうという中で、建物価値の向上から取り組まれている事業者さんもいるのかなと。我々の今考えている基準の中では、将来を見据えた、まずは配管等を整備していただくとか、そういった基準を考えていきたいと考えてございます。こちらについても、これから引き続き技術検討会で検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、3名の先生から手が挙がっておりますので、山下委員、中島委員、高瀬委員の順番で御意見いただけますでしょうか。

○山下委員 ありがとうございます。山下でございます。

私からは、簡単なコメントだけ、1点申し上げたいと思います。

最初に御説明のありました懸案であります、住宅等への太陽光義務化についてです。

もともと中間整理でかなり行き届いたものをいただいていたわけですが、多数のパブリックコメントの内容を1の経済性から最後の情報発信・理解の促進に至るまで、大きな項目を上げて丁寧に整理をして、また東京都の考え方を明確に述べていただいたという点を大変評価しております。

答申見え消しの32ページ以下になろうかと思うのですが、その中でも、この制度の当初の検討においては、多様な住宅の住まい方、あるいは住まい手に対してバランスの取れた公平な負担というものをどのように実現していくかということでございました。具体的には、この中でも注文住宅の施主、建売分譲住宅の購入者、さらにそれらの賃借人といった様々な住まい手を念頭に、特に環境性能の説明の義務化ということで、まず主体的、合理的で賢明な選択というものを建物価値、環境性能の点で促し、また住宅の特性として、長期間の適切な維持管理によって最終的には経済性についても賄える点を考えますと、そういう意味で環境性能の説明の義務化という点がバックボーン、裏打ちされた点で、多様な住まい手に対して適切なメッセージが送れているのではないかなというのがコメントでございます。

先ほど、様々な世代からの御検討をいただいたということですが、私としては、この制度

が導入に当たって、将来の世代、2030年、2050年、技術がさらに今想像できる以上に確信していく中でも、将来世代にこの制度がどのような理念、概念の下に制度設計されたのかということも明確に伝えていくことが重要ではないかと思ひまして、今のようコメントさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○田辺座長 山下委員、どうもありがとうございました。

それでは、中島委員、お願いいたします。

○中島委員 中島です。

私も、今回の資料を拝見しまして、非常に丁寧に分かりやすくまとめられているなという印象を持ちました。

私からも、1点だけコメントさせていただきたいと思ひます。

今、山下委員からも言及があったんですけども、資料4-1の36ページ、環境性能等の説明制度についてです。

こういう高い性能を持って、また再エネ設備が設置されてという状況になってきますと、当然、これまで住んだことのない方が初めてそういう設備なり建物に接するということですので、説明をきちっと受けてうまく使うというところは非常に重要になってくると考えています。

今回、ここに説明制度をつくりますという話になっていますけれども、それを実効性があるものにしていくために、具体的にどういう仕組みにするかということが非常に重要かなと思ひています。例えば、紙を1枚渡すだけみたいな形にならないように。あるいは、賃貸住宅はなかなか難しいとは思ひんですけども、賃貸の場合はいかに建築主に理解してもらうかということも重要かと思ひますので。都がある程度フォーマットをつくった上で、どういう説明までをちゃんと求めるか。あと、その中でも、住まい手としてこういう家だとどういいう住まい方がいいのか、どういいう電気の使い方が理想的なのか、そういったところまで結構突っ込んだ形で、多分長い年数住むことになりますし。あと、制度が変わったときにはそれにちゃんと更新するような仕組みも含めて、最近はいろいろSNSなどもありますし、うまく継続的に理解が深まるような仕組み、仕掛けを含めてこの説明制度を設計していただきたいなと思ひた次第です。

以上です。

○田辺座長 中島委員、どうもありがとうございました。

それでは、高瀬委員、御発言いただけますでしょうか。

○高瀬委員 ありがとうございます。

まず、1点、委員の先生方と東京都の方はもちろん当たり前のように、先ほど福安さんからも御説明があったとおりなんです、化石燃料がすごく高騰していて、あとは電力市場もとても高騰しています。これは構造的な理由というのもあるわけなんです。それで、今、電力調達のところでは起きているのは、日本ではあまり多くない、再エネ契約をしていた分は安くできているけれども、市場から調達した分についてすごく高いという状態になっています。

何が言いたいかというと、再生可能エネルギーを、今、東京都さんが提案されているように、自家消費率を上げるという形でやった分については、国際情勢にかかわらず、安く長期間、電力を享受できるということが見えてきていて。

例えば、日本での報道だと、ドイツは化石燃料を復活していると言っていますが、短期と長期が全然違うわけで、短期的には仕方がないので、エネルギーがないので。ただ、長期的には、例えばイギリスなんか、1年でロシアからのガス輸入をゼロにするということを明確に言っていて、それに向かって頑張っていると。CDPは国際組織なんです、ドイツにもオフィスがあって、そこのスタッフに聞いたところによると、ウクライナでの紛争を経てエネルギー危機なわけなんです、これまで風車を建てるのはいいかなと言っていた地域が建てるというふうになり出ていると言っていました。再生可能エネルギーというのが、国際情勢にかかわらず、地域のエネルギーを使えるすごくいい手段だということがこの不安定さによって改めて明らかになっていると言えます。

東京都の施策というのは、もっと前に準備していたわけなんです、本当にいい施策だと思っています。このように丁寧に御説明されたということで、鈴木先生の小学校4年生のお孫さんも御理解されたということで、私も中1の息子に聞かせていたんですが、若い世代はすごく不安に思うみたいですね。こんなに暑くなって大丈夫なのかということで、そういうことをしっかりコミュニケーションをこれからも深めていただきたいというところです。

あと2点あるんですが、2点目が代替措置について。代替措置があるということは安心にもつながりますし、特に制度の最初の時期には重要かと思えます。ただ、これは柔軟性と目標の堅牢性というのがある程度どうしてもトレードオフになってしまうというところで、いいあんばいの柔軟性、そしてこれは時限的に行うということで、ある程度の期間を経て、制度の限界とか、いいところ、悪いところ、ここまでだったらいいねという知見が見えてきた時



点で徐々にフェーズアウトしていくという構造に最初からしたほうが、柔軟性がリンケージにならないという意味で重要かと思っています。

もう一つは、柔軟性ですね。自家消費比率を上げることと蓄電池というふうに記載がありましたが、デマンドレスポンスのことも随分書かれていたんですが、例えば熱のお話ですとかそういうところもありますので、あとはダイナミックプライシングなどもありますので、この柔軟性というのも少し強調されると、高い高いという印象が少しなくなるんじゃないかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、一旦ここで東京都のほうから回答等をお願いいたします。

○福安政策調整担当課長 山下先生、中島先生、高瀬先生、コメントをいただいております。いつもありがとうございます。

山下先生、中島先生、説明制度のところ御意見を頂戴しております。

今回、資料2-2ですとか資料4-1、方針の中でも丁寧に書き込ませていただいた部分でございます。住宅の住まい手の方については、注文住宅の施主の方、自ら住宅の仕様などを決定できる方と、建売分譲住宅を購入される方と、それぞれ立場が違うというところがございます。そこにも十分考慮しながら、条例の規定もしくは制度設計を進めていく必要があるかと考えております。

いずれにいたしましても、こういった住まい手の方に環境性能の高い住宅の意義がしっかりと伝わるような仕組みづくりを引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、高瀬先生からも、いつも貴重な御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、短期的、中期的、長期的に見て考えていく必要があると。イギリス、ドイツなどでも化石燃料に戻っているのではないかという御意見もあるという中で、そうではないというところでございます。

資料4-1の39ページに、海外諸都市における太陽光義務化の動向ということで参考資料をおつけしています。欧米の主要都市でも、既に太陽光の義務化、戸建住宅も含めて始まっているところがございます。EUにおいても、全体で今後、既築も含めて義務化をしていく、計画段階でございますけれども、こういった動きもあるということでございます。中長期の目で見ると脱炭素かつエネルギーの安全保障を一体的に実現していくことが日本だけではなく世界的にみても、重要という認識が広まってきているかと思っております。

代替措置の制度設計につきましても、おっしゃるとおりでございますので、今後の技術検討会もしくは専門的事項検討会でも慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

事務局からは以上です。御意見ありがとうございました。

○田辺座長 ありがとうございました。

それでは、可知委員、稲垣委員、田中委員にお伺いしたいと思います。

可知委員、よろしく願いいたします。

○可知委員 可知です。

まずは、パブリックコメントに対して、丁寧な回答を用意されて、事務局は大変だったと思います。敬意を表します。

僕は、少しメインのところから外れるんですけども、パブリックコメントの中で自然環境についても十分反映されていて、よいというコメントがあって、そういうところも見てくださっているんだなと意を強くしまして、少しコメントします。

資料4-1の45ページに評価基準の強化・拡充というのがありまして、その中で自然環境の保全というのを取り上げてくださっています。メインストリームじゃないかもしれませんが、こういったところまで考慮していますよというメッセージはぜひこの条例を提案されるときに使っていただいたらと思ひましてコメントいたします。

以上です。ありがとうございます。

○田辺座長 どうもありがとうございます。

それでは、稲垣委員、お願いいたします。

○稲垣委員 稲垣です。今回、取りまとめ、ありがとうございました。

パブリックコメントを拝見しますと、太陽光発電設備の設置によりまして脱炭素そして災害レジリエンスに期待している方がいる一方で、災害リスクですとか新たな事故リスクを懸念している方が少なからずいるという印象を持ちました。

それに対して丁寧にいろいろ御回答いただいているという印象も持ちまして、例えば停電・災害への備え、資料2-2の5ページ、6ページ、例えば台風への耐性について、適切な施工ですとか定期的な点検というものである程度防ぐことができるという御説明もありまして、ぜひこのような動きを都のほうで促す仕組みづくりも併せて進めていただければと思ひました。

水没ですとか浸水時のことに関しても丁寧にコメントへの回答がなされていて、事故事例はないということも書かれているんですが、感電のおそれがあるというのはいろいろな

ところで既に指摘されていることですので、これは認めた上で、水没・浸水リスクの高い場所に設置されているケースがもしあるのであれば特に注意を促すことも併せて進めていただけたらと思いました。場合によっては設置そのものを見合わせる選択肢もあり得る気もしておりまして、立地に応じて柔軟に対応する必要性もあるのではないかと感じました。

資料2-4に、「太陽光発電の設備所有者等への、丁寧かつ幅広い支援の検討」と書かれています。このあたり、ぜひ期待したいと思っています。恐らく、「等」というところが結構重要で、所有者に限らず、各所に様々な支援ですとか働きかけをお願いしたいと思えます。それが、ひいては都民の皆さんがこの件に関して理解していただけるベースになるのではないかと感じているので、コメントさせていただきました。

あと1点、物すごく細かいことで恐縮なんですけれども、資料3-1、答申素案に関して、26ページに「評価の見直しイメージ」というのがございまして、何度か申し上げてきたんですが、気候変動への適応のところの「ハザードマップへの対応」というのがしっくりこなくて、マップに対応するというのが何なのか、ぴんとこないのので、「浸水リスクへの対応」ですとか、もし「ハザード」というワードを残しておきたいのであれば、「ハザードエリアでの対策」ですとか、少し細かい話なんですけど、最後に御検討いただきたいと思いました。

以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、田中委員、よろしくお願いいたします。

○田中委員 田中でございます。

ほかの委員の先生方の御指摘のとおり、非常に丁寧にお答えいただいて、都民の方もこれを読むと非常に理解が深まりますし、非常に丁寧に対応いただいたと思っております。

全体的には非常にいいと思うんですが、特に資料4-1の6ページからの3ページ分はアピーリングだなと思っております。全体のほとんどが建物だということを言っていただいて、8ページで特に家庭は屋根ですねという、分かりやすいなと思いました。

私から提案というか、このままでも十分いいかなと思うんですけれども、9ページ、10ページでさらに分かりやすくという意味において、方針1から方針5に従ってこの後展開されていると思うんですけれども、方針1と方針2というのが建物という要素レベルのトランスフォームというか、次の次元に連れていくというお話だと思うんですけれども、これプラス、先ほど円グラフで大きな比重を占めていた運輸の部分の電化が入ってくると思いますが、この要素が方針1と方針2の部分で大きく転換していくと、方針3、方針4、方針5でこれ

をうまくマネジメントをしながら、面的及び東京都全体が脱炭素化を進めていくという素晴らしい方針なんだと思うんですけれども。ぱっと読むとそれぞれ並行してやっているように見えるので、方針1と方針2で要素をどんどん変えていながら、方針3と方針4と方針5を試して、方針1と方針2がうまく進んだ暁には、RE100というのを方針3、方針4、方針5もセットで展開していくということが、よく読むと書いてあるんですけれども、もう少し強調されてもいいかなと思ったのが1点。

あと、10ページ、こちらの4象限、新築と既存、大規模、小規模ということで、この後、方針1と方針2が色づけで凡例がついていて非常に分かりやすいかなと思ったんですが、もし可能であれば、後ろの色とここの4象限が対応しているというのが途中見返さないと分かりにくいところがあったので、少しガイドしていただくと分かりやすいかなとは思いました。これは中身的なところじゃないので、細かいところで恐縮ですけれども、コメントでございます。

以上です。

○田辺座長 どうもありがとうございました。

それでは、東京都のほうから、御質問等もございましたけれども、御回答をお願いいたします。

○宇田建築物担当課長 建築物担当の宇田でございます。

可知先生、コメントいただき、ありがとうございます。

私どものほうで、大規模の新築建物につきましては、非常に広範囲な部分に環境影響がありますので、自然環境の保全についてももしっかり評価をつくっていきたいと思ってございます。

それから、稲垣委員に御指摘いただきました表記の件でございますね。

先生の御指摘のとおり、ハザードエリアでの対策などのほうがしっくりくるのではないかという御意見をいただきましたので、そこは御意見を踏まえて修正していきたいと思ってございます。

○古舘環境都市づくり課長 環境都市づくり課長、古舘といたします。

稲垣先生からいただいた御質問について、続けてコメントさせていただきます。

先生のおっしゃるとおり、今回パブリックコメント等をやらせていただきまして、制度そのものに関する御意見もいただきましたけれども、パネルの安全性とかそういうことについても多くの意見をいただいております。そういう点を御安心いただくために、台風の話です

とか水没の話ですとか、こういうものについては分かりやすく説明していきたいと思っております。

あと、今回、資料4-1で、そのような御理解をいただくために、Q&Aという形で分かりやすく説明した資料も添付してありますので、御覧いただければと思います。

あと、支援の話もいただきました。

基本方針の中で、16ページに新制度の実効性を高める取組の方向性ということで、今後、取組を高めるための、都としての支援の在り方を書かせていただいております。この点についても、コスト面またはソフト面、様々な面から今後も技術検討会のほうで検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○福安政策調整担当課長 田中先生からも、基本方針に関してコメントをいただきまして、ありがとうございます。

こちらの方針（案）、これからお示しした後に、事業者の皆様、専門家の皆様とさらに議論を深めるたたき台ということで御提示しております。また、9月に向けて内容の充実を図ってまいりたいと思っております。貴重な御意見、ありがとうございます。

以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは続きまして、山岸委員、遠藤委員、村上委員、お願いしたいと思えます。

山岸委員、いかがでしょうか。

○山岸委員 ありがとうございます。

私からは、感想1点と御意見1点でございます。

1点目は感想ですけれども、ほかの委員の先生方も述べられているとおり、パブリックコメントに対する丁寧な対応、都の皆さん、どうもお疲れさまでしたということだと思えます。

個人的にすごく印象に残ったのは、いろいろな御意見に対して回答案を準備されるのはもちろんですけれども、一部の情報に対する発信の制度であるとか、あるいは一部の例外規定の部分とかは、結構、御意見とかもいろいろ踏まえて、委員から出たものもあつたでしょうし、ヒアリングのときの業界団体さんからの御意見なんかもあつたと思うんですけれども、それなんかも踏まえて、かつパブリックコメントの内容も踏まえて、実際の制度に少しずつ反映していこうという意思が明確に見てとれたのは、すごく建設的な姿勢で素晴らしいなど

感想を持ちました。これが感想です。

2点目は意見でして、資料4-1の今後に関する基本方針の資料を拝見していて、特に省エネ・断熱性能の基準をどうやって設定していくのかということがいろいろなところを書いてあるかと思うんですが、例えば12ページ、27ページ、42ページに書いてあるんですけども。

その中で、1つだけ気になったのが、国の基準以上にしましょうというところがありまして、これはこれまでの議論の中で散々出てきて答申のほうにも書いてあることなので、そのとおりに書いてあるだけだとは思いますが。あえて申し上げたいのは、こういった基準をつくっていくのは、あくまでカーボンハーフを達成するための基準なので、国の基準以上にするのは最低限のことだと思うんですが、大きな目的に対して足りないとなれば、もうちょっとちゃんと強化していくということも視野に入れつつ、あくまで目標のための手段だと思いますので。そもそものタイトルがカーボンハーフ達成のための条例改正だと思いますので、そういった視点を取り入れて、最低限、国の基準以上にしていきたいと思いますという視点でぜひ取り組んでいただきたいと思いますなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 大変な作業をどうもありがとうございました。都民の反応が大変大きかったということです。そのような点からも、実生活に影響があるということを都民のほうも肌感覚で感じているんだと思いました。

太陽光パネルのリユース・リサイクルというのが私は非常に気になっていたんですけども、この点についても触れていただきまして、大変よかったですと思います。リユースやリサイクルは、一度設定した後のものですので、付説になりますけれども、これからもぜひ目配りをしていただきたいと思います。

以上です。

○田辺座長 どうもありがとうございました。

それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 村上です。ありがとうございます。

私も、事務局の皆さんの大変丁寧な作業に、読み切れないぐらい丁寧に答えておられるなと思っております。

それで、先ほどからの話に追加といいますか、申し上げますと、稲垣委員だったと思いますが、事故等、起こり得るかもしれない可能性を受け止めるという趣旨の御発言があったと思うんですけれども、これほど完璧に細かいところまできれいに答えておられるのは素晴らしいんですけれども、完璧は多分ないだろうなと思ひまして。この条例というのは、都民の方々も皆さん一緒にカーボンハーフの社会をつくっていきましょうよという、それができるチャンスという感じのトーンで、丁寧な説明をするんですけども、皆さん参加してくださいというところを全体にトーンとしていただければいいなと思ひました。

その点で、冒頭に鈴木委員がおっしゃった、概要ではなくて哲学というのが私は非常に腹落ちいたしまして、概要というのをつくられようとする、これ以上概要にならないだろうなど。だから、哲学という部分で、国連の目標とか気候変動といった地球規模のもので遠いところにあると思われがちなものを、皆さんの生活そのもので参加できるんだというところをぜひ、ありとあらゆるところで伝えていただくとよろしいのかなと思ひました。

以上です。

○田辺座長 どうもありがとうございます。

それでは、一旦ここで東京都のほうからコメント等をいただければと思ひます。

○寺田制度調整担当課長 制度調整担当の寺田でございます。

山岸先生からの断熱・省エネ性能の基準についての御質問にお答えさせていただきます。

私どものほうは、まず国基準以上をベースに考えさせていただいておりますが、別途、資料27ページでも御紹介させていただいておりますが、誘導基準という形で、国のほうで2030年までに到達すべき基準というのがございまして、そういったところを促していきたいというところで誘導基準を設定して、積極的に取り組む事業者を後押ししていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○堀資源循環推進部計画課長 資源循環推進部計画課長の堀と申します。

遠藤委員から、パネルのリユース・リサイクルについてコメントをいただきました。

先ほどの御説明でも述べさせていただいておりますけれども、私どもは、今年度、パネルのメーカーですとかハウスメーカー、解体事業者等々と協議会を立ち上げることでございまして、様々な関係者としっかりと連携して、うまくパネルのリユース・リサイクルが回っていくように努めてまいりたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○福安政策調整担当課長 山岸先生、遠藤先生、村上先生、御意見ありがとうございました。

今後、答申の取りまとめとともに、東京都としての基本方針策定に向けましては、引き続きハウスメーカーの皆様ですとか、都民・事業者の皆様、あと先ほどのリサイクルの関係もそうですし、施工業者の方々ですとか、いろいろな関係の事業者様ともコミュニケーションを強化しながら、この制度を円滑に進めるための様々なサポート、措置というところも考えていく必要があるということで、基本方針、答申素案でも記載させていただいております。いただいた御意見をしっかり踏まえて今後の制度構築を進めてまいりたいと考えてございます。

あと、リスクの関係です。災害リスク、災害レジリエンスの期待という御意見もある一方で、事故リスクに対する不安というところも出ているということで、いろいろな対応策を東京都として考え方としてお示ししているところでございますけれども、その対応策がしっかりと都民・事業者の方々の中で実装されていくことが非常に重要と考えてございますので、起こり得る可能性をしっかりと受け止めて今後の施策の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、最後、お手が挙がっているのが高村部会長と長澤委員ですけれども、高村先生、最後にさせていただいて恐縮ですけれども、長澤委員、お願いできますでしょうか。

○長澤委員 ありがとうございます。

パブリックコメント、大変多くのもので読ませていただきました。

先ほど稲垣先生から御指摘があったこと、大変同感なんですけれども、経済負担等の御不明点についてはいろいろお答えいただいております、もう一点、太陽光パネルができてきたときに環境の配慮あるいは災害が起きたときにどうかという御懸念が大変多いという印象を持ちました。

現在、いろいろとお答えいただいておりますけれども、例えば管理していることが前提でうまくいくという仕組みになっています。管理しない人がもし出てきたらとか、様々な懸念がこれから出てくるかと思っておりますので、そういったところを今後、廃棄等まで含めて、あるいはセーフティネットを含めて精緻化していく必要があろうかと思っておりますので、引き続き御検討いただければと思います。



また、若い世代の方のほうが賛成が多いということもありまして、若い世代などへの情報発信と書かれていたんですけれども、若い世代だけではなく、都民に対して情報発信していく必要があるなと思ひまして。結構、技術的にいろいろなアップデートをして情報もどんどん新しくなっていますので、そこについていけないのかなという印象を持っております。ちょっと前の情報で危ないんじゃないかという印象を持ってしまったら、ずっとそのままであるということもあるかもしれませんので、情報発信は大変重要ななと思ひます。今後推進していかれると思ひますので、そのあたりアップデートしていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、高村部会長、よろしくお願ひいたします。

○高村委員 ありがとうございます。

まず、多くの委員の先生からと全く同じ感想でありますけれども、非常に多くのパブリックコメントが寄せられて、都民あるいは都の事業者の皆さんの大きな関心を表していると同時に、都のほうでしっかり丁寧な対応を、これは取りまとめ（案）への反映や今後の検討課題の整理も含めて、していただいていると思ひます。その意味で、私自身は、全体としてこうした方向性について進めていただきたいと思ひしております。

特に、高瀬委員ほか御指摘がありましたけれども、もちろん環境政策、気候変動政策の観点からではありますけれども、このように諸事情でエネルギー価格が高騰し、場合によっては電力の供給が足りない、ひっ迫する可能性もある、あるいは日本固有といたしましうか、日本の課題として災害に対する対応を考えるだけでも、十分にこうした自らがエネルギーを作って賄っていく、これを支えていくということ、支える、推進する政策は非常に重要だと思ひます。

もちろん中に書かれてありますけれども、再エネの導入、太陽光の導入もさることながら、省エネ・断熱性能の高い住宅をしっかりと今、新築から造っていくということが、まさに都民の健康と住みやすさ、そして先ほどあった災害時や様々な状況に対応する上で非常に重要だと思ひます。

その上で、大変細かな点ですけれども、反映いただくというより、今後取組をしていただければというポイントを申し上げたいと思ひます。

1つは、Q&A、これはすごくよくできていると思ひていまして、先生方からも御指摘がありましたけれども、先ほど長澤委員がおっしゃった、以前の情報によって誤解が生じていた

り、あるいはちょっとしたミスインフォメーションという、そうした疑問や不安にしっかり答える丁寧なQ&Aをつくっていただいていると思っております、ぜひこれは活用していただきたいと思います。

その中に、もし1つ可能なら、これはパブリックコメントの中で出ていて、かつパブリックコメントを出されているほかの方からも実はお答えが出ているんですが、一部、再生可能エネルギーを導入していくと賦課金が上がって、さらに電力の高騰に拍車をかけるんじゃないかという懸念が出てきたように思います。

私は、買取制度について少し説明が必要なように思っております、今の買取制度は、買取価格から回避可能費用、これは今、市場価格に連動しています。これを差し引いたものが賦課金として加わっていて、今のように電力の市場価格が上がってまいりますと、賦課金が追加的な再エネ導入によって早々増えていかないという仕組みになっています。そういう意味で、賦課金に対する、それに伴ってさらに電力の価格が上がるというところについては、少し丁寧に答えてもいいかなと思っておりますというのが1つです。

それから、2つ目は、Q17のところに書いてくださっていますけれども、太陽光パネルの排出地点から処理、リサイクルまでのリサイクルルートを確立する、検討するという点、政策的に非常に重要だと思っております、これはまさに都だからできることだと思いますので、国ではなく都だからこそしっかりできると思っておりますので、ぜひ検討いただきたいと思っております。

そして、最後ですけれども、これも資料の取りまとめの中に書かれていますが、私自身も、先般、産業労働局の方と御一緒して、都がこの分野に非常に積極的な補助や支援をされているという点です。この点についても、ぜひ都民の方あるいは事業者の方にしっかりお伝えしていただきたいと思っております。

以上です。

○田辺座長 どうもありがとうございました。

都のほうから、コメント、回答等はございますでしょうか。

○福安政策調整担当課長 長澤先生、高村先生、御意見ありがとうございます。

今回、Q&Aも作成しております、こういった情報のアップデートをしっかりやっていきたいと思っております。若い世代だけ向けのSNS等の活用のみならず、幅広い世代に向けて、東京都では、「広報東京都」という広報誌により、新聞等を各戸配布する際の折り込みで、定期的にこういった情報を掲載していく取組も進めているところでもございます。ま

た、新しい情報ツールも出てきておりますので、そういったものも効果的に活用しながら、今後、Q&Aの充実とともに進めてまいりたいと考えてございます。

また、高村先生から、Q&Aのところで一層充実をという御意見をいただいております。

資料2-2の中でも、一部、再エネ賦課金に関する情報として入れさせていただきまされたけれども、さらに内容をブラッシュアップできればと考えております。

リサイクルルートについても同様でございます。東京都としてできる取組、まさに廃棄物行政は東京都が担っているところでございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、東京都の中でも、産業労働局で新たに企業のエネルギー対策を重点的に取り組むセッションもできましたので、そういった支援策の充実とさらにその情報発信にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○田辺座長 どうもありがとうございました。

大分時間が迫ってきまして、本日は多数の貴重な御意見、ありがとうございました。ほかに御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もしないようでしたら、私のほうから簡単にコメントさせていただきたいと思っております。

今回のパブリックコメントへの回答、非常に丁寧につくっていただきありがとうございます。

私は、今回の資料でHTTの基本線が守られているというのは非常によいなと思えました。Hは減らす、断熱・省エネ、Tが創る、Tが蓄めるで、最初のTにすごく意見が集まったわけですが、HTTは我々が提案したものではないんですけれども、どこかに書き込んでいただいてもいいのかなと考えます。我々としても、これは哲学なので、こういった考えがあつて支持するというだけでもよろしいのかなと。

あと、国の制度との親和性なんですけれども、建築を造るときには、材料や設備、いわゆる材というのと、施工者の工というのが必要になります。ボリュームゾーンが合ってくると実はコストダウンが図れるという、非常に面白いマーケットですので、あまりばらばらにならないということがかなり重要かなと。書きぶりはぜひ山岸委員から御指摘があつたように変えていただければと思います。

今回、統計が2019年から2020年になって、面白いことに気がつきまして、家庭部門が3%

ぐらい割合が増えているんですね。新型コロナウイルスの在宅勤務などによると思うんですけども、こういう傾向は今後も多分あると思いますが、特に戸建住宅などの住宅の省エネは極めて重要なんだろうなと思います。

そして、今回の小中規模建築物は、基本的には事業者の努力を市場が評価するという制度なので、特に太陽光などで都民の方が心配しているようなことは、事業者がそれを解消できるような提案をいただいて、都と組んで解消できるようにしていただければ、よい企業競争が発生するのではないかなと思っております。

本日、3点の議題について、本当に熱心にありがとうございました。今後の制度構築に向けて、事務局にはぜひ有識者の皆様の意見を参考にさせていただきたいと思います。また、必要な修文についてはお願いしたいと思います。

また、今回のパブリックコメントでは、太陽光発電の設置義務化に関する制度について多くの意見が寄せられたということで、今回の審議会の答申素案に加えて、本日、都の基本方針（案）も示されましたけれども、私はかなり整理できてきているのではないかと思います。

一方で、本日、この検討会の終了後、引き続き企画政策部会が開催されまして、環境基本計画の改定に関する審議が行われる予定であります。部会では、環境政策の各分野における相互の関連など、総合的な対策の必要についても検討が行われていますので、条例策定の答申策定に向けて、企画政策部会での議論も踏まえていただければと思います。

委員の皆様には、本当に御多忙の中、大変恐縮でございますけれども、実効性のある条例制度の構築につなげるためにも、またさらに議論を重ね、検討を深めていくことについて提案をさせていただきたいと思います。

これについてはもう少し検討させてくださいという点については御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田辺座長 それでは、事務局から次回以降について御連絡をお願いしたいと思います。

以上をもちまして審議そのものはこれで終了になります。

○福安政策調整担当課長 事務局でございます。長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

今後のスケジュールについて、資料5でお示ししてございます。

先ほど田辺座長からも御提案がございました検討会での議論でございます。本日の資料も

直前にお送りしており、短い時間で御確認いただきましてありがとうございました。この後の企画政策部会の議論を踏まえていただきまして、もう一段の議論をお願いできるとありがたいと考えてございます。

よろしければ、次回の検討会の開催についてでございますが、あさって、8月3日水曜日15時から開催させていただきたいと考えております。委員の皆様、直前で大変恐縮ではございますけれども、御参加のほど何とぞよろしくお願いしたいと考えてございます。

それでは、これをもちまして第8回「カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会」を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後6時00分閉会)